



市民窓口課からのお知らせ

問 米原市民自治センター 市民窓口課（米原庁舎）
☎ 52-6927 FAX 52-4539
〒521-8501 米原市下多良三丁目3番地

— 本人通知制度が始まります 2月1日から —

事前登録受付開始 1月15日(水)から

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍抄本などの証明書を本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対して証明書を交付した事実を郵送により通知する制度です。

これにより、不正請求をして取得した戸籍謄本などを使用した人権侵害の防止を図るとともに、この制度を周知することで、委任状の偽造、身元調査のための不正請求の抑止が期待できます。

■事前登録できる人

市内に住民登録または本籍がある人
(かつてあった人を含みます)

■事前登録方法

市民窓口課または各自治振興課にある申請書に必要な事項を記入のうえ提出して下さい。

疾病などやむを得ない理由により窓口で申請することが困難な人は代理による申請、他の市町村に居住している人は郵送による申請も可能です。

■事前登録に必要なもの

- ・本人を確認する書類（住基カード、運転免許証、パスポートなど顔写真入りの公的な証明書）
- ・代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類と登録者本人の委任状
- ・法定代理人が申請する場合は、法定代理人の本人確認書類と資格を証明する書類

■登録期間、更新手続

事前登録の日から3年間です。引き続き事前登録を希望する人は更新の手続きが必要です。

■通知対象の証明書

- ・本籍または国籍記載の住民票の写し（除票を含む）
- ・戸籍附票の写し（除附票を含む）
- ・戸籍謄抄本（除籍を含む）

■通知内容

- ・交付年月日
- ・交付した住民票等の種別および交付通数
- ・交付請求者の種別

※なお、公共機関等からの公用請求や、住民基本台帳法および戸籍法で定める紛争処理等による請求等は、第三者からの請求であっても通知の対象から除きます。

【米原警察署情報】

問 米原警察署 ☎ 52-0110

◆冬期における交通事故防止

冬期は、積雪や道路の凍結による交通事故が多くなります。雪道や凍結路は滑りやすく、ちょっとしたアクセル、ハンドル、ブレーキ操作でスリップやスピンする危険があります。落ち着いて安全に走行できるように、次のことに気をつけましょう。

1 準備は万全に！

出発前には、バッテリーやライトなどの通常点検はもちろん、路面状況が急に変わることに備え、けん引ロープ、スコップ、タイヤチェーンなどを用意しておきましょう。

2 「急」のつく運転はやめましょう！

急発進、急加速、急ブレーキ、急ハンドルはスリップ事故の原因となります。いつもよりスピードを控え、十分な車間距離をとり、交差点やカーブ、橋の手前では十分減速するなどを心がけましょう。

3 夜間や早朝の運転は特に注意！

気温が下がる夜間や早朝は、濡れたアスファルト路面に見えても、実は路面に氷が張っている場合があります。スタッドレスタイヤや四輪駆動車でも、多くの車がスリップ事故を起こしているため、不用意にブレーキを踏まず、エンジンブレーキを活用するなど慎重な運転を心がけましょう。特に、橋の上、高架、トンネルの出入り口付近は、凍結しやすいため十分に注意しましょう。

◆110番をかけるときのお願い

110番は、事件・事故など、警察に緊急通報するための専用電話で、その回線には限りがあります。緊急でない相談事や免許の照会など、警察に対する意見要望、お問い合わせ、各種相談については「#9110」または米原警察署「52-0110」までお願いします。

【110番のかけ方】

110番をかけると、県警察本部の警察官が「110番警察です。何がありましたか」「事件ですか、事故ですか?」とお尋ねしますので、「何があったか」を伝えてください。

その後、警察官から「いつ」「どこで」「犯人の着衣・逃走方向」など、事故の場合「どういう事故なのか」「けが人はいるのか」「119番通報はしているか」等を順に聞いていきます。慌てず、警察官の質問に順に答えていただくことが早く通報できるコツとなりますので、ご協力をお願いします。



昨年は窃盗犯が多く発生しました。戸締まりをしっかり行いましょう。

* 米原市内の犯罪発生状況 (平成25年12月31日現在) ※カッコ内は前年比

総数 433件 (+141件)、侵入盗罪 45件 (+17件)、乗物盗 57件 (-8件)
非侵入盗罪 218件 (+87件)、その他の刑法犯 113件 (+45件)

* 米原市内の交通事故

件数 178件 (+33件)、死者 2人 (±0人)、傷者231人 (+34人)